

包括的相談支援事業所（各分野の相談支援窓口）

分野	事業所名(部署)	住所	連絡先	対象
子ども・子育て	四万十市健康推進課 子育て世代包括支援センター“ベビはぐ”	中村大橋通4丁目10 (市役所1F)	☎ (34) 8015	全域
子ども・子育て	四万十市福祉事務所 家庭児童相談室	中村大橋通4丁目10 (市役所1F)	☎ (35) 5255	全域
子ども・子育て	四万十市地域子育て支援センター なかむら“ぼっぼ”	右山元町1丁目2-10	☎ (35) 3748	中村
子ども・子育て	四万十市地域子育て支援センター にしとさ“ぴよっこ”	西土佐用井1110-3 (川崎保育所内)	☎ (52) 1277	西土佐
高齢・介護	四万十市高齢者支援課 地域包括支援センター	中村大橋通4丁目10 (市役所1F)	☎ (34) 0170	中村
高齢・介護	四万十市西土佐総合支所 地域包括支援センター	西土佐用井1110-28 (西土佐保健センター内)	☎ (52) 1000	西土佐
障がい	四万十市福祉事務所 社会福祉係	中村大橋通4丁目 (市役所1F)	☎ (34) 1120	全域
障がい	基幹相談支援センターゆくり	駅前町10番23号	☎ (57) 0012	全域
障がい	四万十市社会福祉協議会 障害者支援センター	中村東町2丁目4番13号	☎ (34) 3641	全域
生活困窮	四万十市福祉事務所 生活福祉係	中村大橋通4丁目10 (市役所1F)	☎ (34) 1781	全域
生活困窮	NPO法人若者就労支援センター つながるねっと	具同田黒1丁目10番5号	☎ (34) 8100	全域
総合相談	四万十市社会福祉協議会(本所)	右山五月町8-3 (社会福祉センター内)	☎ (35) 3011	中村
総合相談	四万十市社会福祉協議会(支所)	西土佐用井1110-31 (総合福祉センター内)	☎ (31) 6111	西土佐

四万十市における包括的な相談支援体制の実現のための アクションガイド

他分野の業務にも関心を持って、一緒に考えよう！

包括的な相談支援体制づくりの要は、「多機関連携の強化」です。専門外（分野外）の相談にも耳を傾け、個別ニーズを起点に多機関連携を促し、一緒に重層的支援体制整備事業を推進していきましょう。寄せられる相談のうち、単独の相談機関では、対応が困難な複雑化したケースや、複数の課題を抱える複合化したケースについては、一人で悩まず問題意識と課題解決のアイデアを共有していきましょう！



四万十市

重層的支援体制整備事業リーフレット（関係機関向け）

みんなでつながる “地域共生社会”の実現に向けて



Q & A

そもそも、重層的支援体制整備事業って何？

Q 四万十市で始まった「重層的支援体制整備事業」ってどんな取り組み？

A 一言で言えば、「みんなでみんなを支え合う仕組みを創っていく事業」になります。「包括的な支援体制づくり」とも呼ばれており、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に充実させていく取り組みになります。

Q どうして、「重層的支援体制整備事業」ができたの？

A 近年、8050世帯やヤングケアラー、ひきこもり、介護と育児のダブルケア、ゴミ屋敷、社会的孤立など、複合化・複雑化した生活課題を抱えたケースが増えてきたことが背景にあります。これまでのような「属性別・年代別の支援ではなく、分野横断的に世帯まるごと支援できるような包括的な支援体制の構築」が求められています。こうした体制づくりの手段として重層的支援体制整備事業が創設されました。

Q 四万十市は、どんな支援体制を創ろうとしているの？

A 今ある相談支援の仕組みをベースに、「分野を超えた多機関協働の強化」によって、「みんなでみんなを支え合う仕組み」を創っていこうと取り組んでいきます。

具体的な包括的な支援体制のイメージは、次のページをご覧ください。

重層的支援体制整備事業に関するお問合せ窓口

四万十市福祉事務所 社会福祉係 ☎ 0880 (34) 1120

重層的支援体制整備事業の柱である3つの支援を構成する5つの事業

3つの支援	5つの事業	内容
相談支援	包括的相談支援事業	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、課題を整理した上で関係機関へつなぎ、連携して支援する。
	多機関協働事業	課題が複雑化した相談に対し、支援関係機関の役割や関係性を調整する。多機関協働のツールとして重層的支援会議が位置付けられる。
	アウトリーチ(※)等を通じた継続的支援事業	長期にわたりひきこもり状態にある人等、必要な支援が届いていない方とのつながりづくりに向けた支援を行う。
参加支援	参加支援事業	社会との関係が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な場合、相談者と地域、サービス(専門職)等とのつながりを支援する。
地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行い、社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指す。

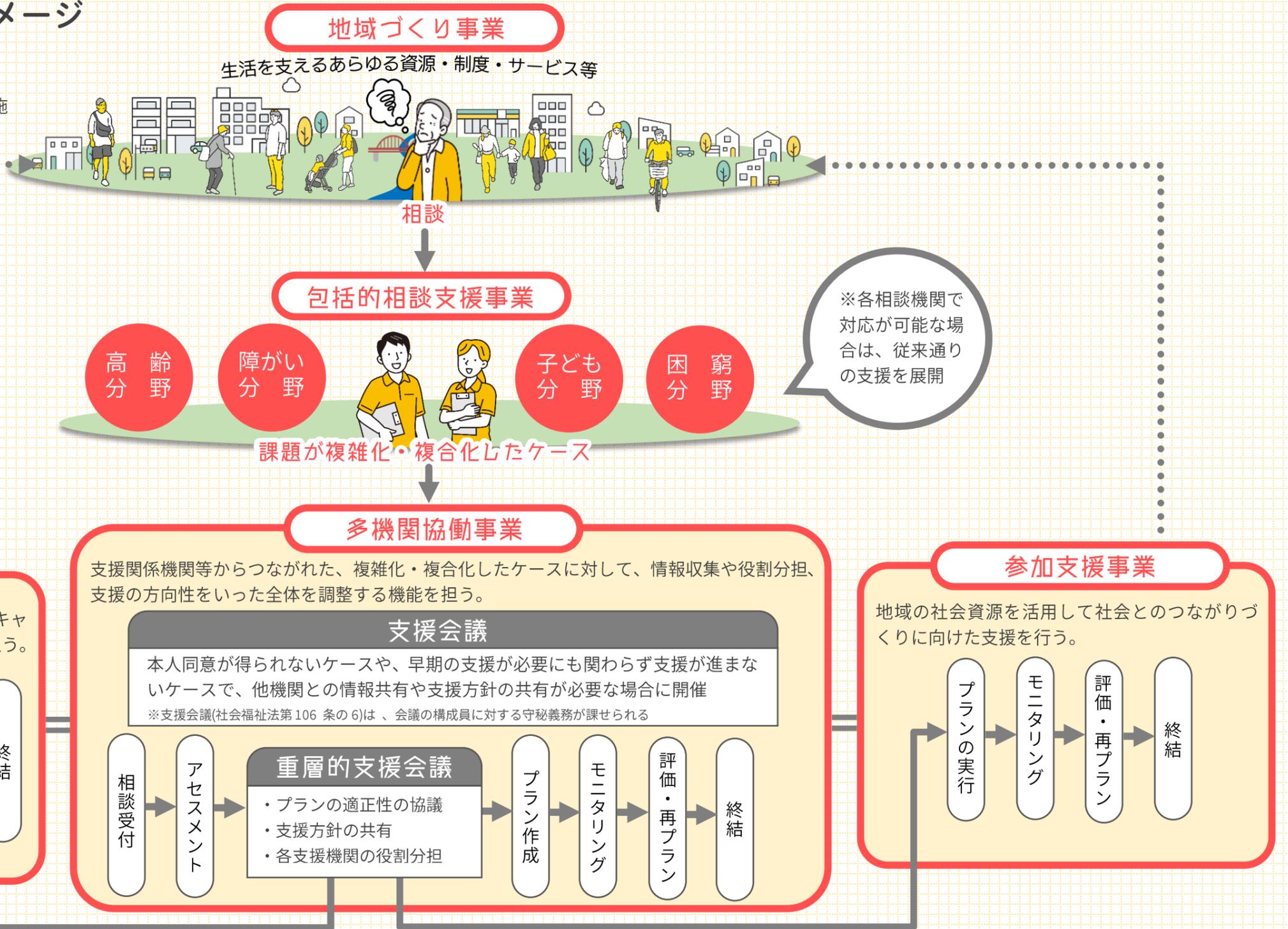
(※) 積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること

重層的支援体制整備事業基本イメージ



Point

それぞれの事業が連携し一体的に実施



※各相談機関で対応が可能な場合は、従来通りの支援を展開